



米国商事信託の最近の状況について


—現状と参入規制を中心に—

金融庁 総務企画局 企画課
金融研究研修センター
研究官 杉浦宣彦



目次

1. 米国商事信託、とりわけビジネス
トラスト登場の現状について
2. 参入(兼業)規制の運用の現状



1. 米国商事信託、とりわけビジネストラストの現状について

ビジネストラストの歴史

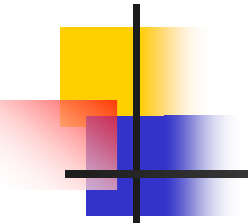
- ・19世紀後半～20世紀はじめ

アメリカの大規模企業は、信託形態(コモンロー上のビジネストラスト)で創設された。(例:スタンダード石油会社)

理由)①プロ経営者・投資家たちの巨額資金のプールに使われた。
(租税回避につながる傾向が・・・)

②当時の会社法では、会社設立の要件等が細かく、信託会社設立のほうが法的にも簡単で、起業家たちがビジネスを立ち上げるときに活用。

→ 信託の突出ぶりがアンチトラスト法の制定＋会社法制の整備につながった。



現状： ビジネストラストは、ミューチュアルファンド
＋ストラクチャード・ファイナンス・流動化に活用される方向。
(残高ベース)

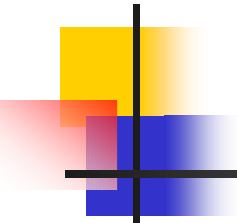
年金信託： 約10兆ドル超

ミューチュアルファンド： 約7兆ドル

* 無償の財産譲渡(生前信託)のために活用： 約1兆ドル



コモンロー上のビジネストラストではなく、ビジネストラスト
法の制定の必要性



ビジネストラストの大半は、州法のビジネス・トラスト法に基づいて設立されている。
(1988年デラウェア・ビジネス・トラスト法以降、6つの州でビジネス・トラスト法制定)



基本的な目的＝ミューチュアルファンド＋ストラクチャード
ファイナンスを州へ誘致。
現実：期待したほどの効果はないという見解も・・・。

結局は、税法(連邦・州)やその他投資環境との関連がポイントになる。



2. 参入(兼業)規制の運用の現状

- ・各州信託法の中で、参入規制が存在。

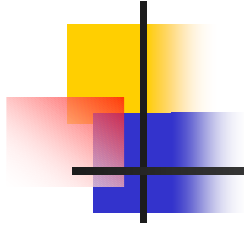
＝1) 州法は事実上の業法として存在する。

2) 既存の銀行が信託業を行う際は、州毎に認可申請を行う。

- ・現状

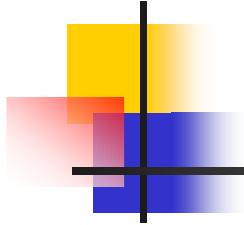
例) カリフォルニア州金融法 第12章 信託会社

- ・ 信託会社設立は認可制。
- ・ 資本金や設立条件、兼業の範囲などについては、どのような信託業を行うかによって州政府が指導する。



州政府の認識： ①信託業は金銭を含めた、広い範囲の財産権の管理を行うもの。
②金融業との関連性が強い。
③民事の財産保管に使われるケースが多い。
信託会社は財産的基盤がしっかりしているところにすべき。

- 信託会社関連の許認可は、各州金融局が所管。
- 銀行等の金融機関を中心に認可を出す方向性。
ほとんどの信託会社は銀行であり、純然たる信託会社は、数社のみ。



- ・信託業は銀行と同様の監督をすべきという意識。
- ・各州金融局の裁量による部分が多い。
- ・事実上、事業会社が信託業を兼業するケースはない。
(事業会社の兼業ニーズが少ないことも背景に・・・。)
- ・信託宣言と監督との関連
金融機関は信託宣言することを勧めない傾向がある。